

福津市国民保護計画の概要

○本計画の位置づけ

本計画は、「国民保護法」、「国民の保護に関する基本指針」及び「福岡県国民保護計画」に基づき作成しており、武力攻撃事態等において市民の安全を確保するため、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための行動計画として活用されるもの。

○『福津市国民保護計画』の構成

本計画は、以下の各編と資料編により構成されています。

第1編 総論	「本市の責務、計画の位置づけ、構成、国民保護措置に関する基本方針、関係機関の事務や業務、対象とする事態」等の本計画の基本的な事項を記載
第2編 平素からの備えや予防	「組織・体制の整備、避難、救援、物資及び資材の備蓄、整備、啓発」等の日頃からの備えに関する事項を記載
第3編 武力攻撃事態等への対処	「武力攻撃事態が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態」における対処事項を記載
第4編 復旧等	「応急の復旧の基本的な考え方、国民保護措置に要した費用の支弁」等の事項を記載
第5編 緊急対処事態への対処	「緊急対処事態が発生した事態又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態」における対処事項を示す
資料編	武力攻撃事態等における対応事例の概要、関係機関の連絡窓口等の関係資料を記載